

印西市の防犯対策について

本市では、千葉ニュータウン地区を中心に都市化が進む中、生活観・生活様式の変化等に伴い、犯罪も複雑・多様化しています。これらの犯罪等による被害を防止するためには、市民の自主防犯意識の高揚と関係機関等が連携した自主防犯活動を推進していくことが必要であります。

そのため、市民と一体となった安全で安心なまちづくりを推進するための体制を検討すべく、印西市安心安全まちづくり懇話会を設置し、市、市民、事業者、関係行政機関等がそれぞれの役割を担うとともに、お互いが連携を図り協力して、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す体制作りとして、条例の制定に取り組みました。

印西市安全で安心なまちづくり推進条例について

こうした背景から、「印西市安全で安心なまちづくり推進条例」が平成18年12月の市議会で可決、平成19年4月1日より施行しています。

この条例は、市民生活の安全を確保するため、安全で安心なまちづくりの推進に関し基本理念を定め、犯罪等を未然に防止するために市・市民・事業者及び関係行政機関等の役割を明らかにするとともに、市民一人ひとりが安全で安心して暮らす事ができる地域社会の実現を図ることを目的とするものです。

印西市安全で安心なまちづくり推進協議会について

【根拠・目的】

条例第13条に、安全で安心なまちづくりの推進に関し、必要な施策について調査審議したり、意見を述べることができる「印西市安全で安心なまちづくり推進協議会」の設置について規定しています。

【職務】

協議会は、主に以下に掲げる事項を行います。

- ① 市長の諮問に応じ、安全で安心なまちづくりに関する必要な施策についての調査審議。
「犯罪被害者等支援条例の制定」・「防犯カメラ設置ガイドライン策定」
- ② 安全で安心なまちづくりの推進に関する事について、市長に意見を述べる。
- ③ 年間1～3回程度の会議を開催する予定です。

【委員構成】

委員会は12人以内で組織し、以下に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- ① 公募により選出された市民
- ② 学識経験者
- ③ 市民活動団体の代表者
- ④ 関係行政機関の職員

【報酬・任期】

委員報酬は、一律日額7,500円です。

また、任期は2年です。

【委員会の庶務】

印西市役所 市民部 市民安全課 安全パトロール班にて行います。

〒270-1396

印西市大森 2364-2

TEL：0476-42-5111 FAX：0476-42-7242

Eメール：siminanzenska@city.inzai.lg.jp

【その他】

原則として、会議は一般公開で行われ、委員名や会議録など全てが公表の対象となります。